

鈴鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第56号

鈴鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市火災予防条例施行規則（平成4年鈴鹿市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(火災とまぎらわしい行為等の届出)	(火災とまぎらわしい行為等の届出)
第8条 条例 <u>第45条第1項</u> の規定による届出 は、次に掲げる様式によるものとする。	第8条 条例 <u>第45条</u> の規定による届出は、次 に掲げる様式によるものとする。
(1) 条例 <u>第45条第1項第1号</u> の規定によ る届出 第11号様式	(1) 条例 <u>第45条第1号</u> の規定による届出 第11号様式
(2) 条例 <u>第45条第1項第2号</u> の規定によ る届出 第12号様式	(2) 条例 <u>第45条第2号</u> の規定による届出 第12号様式
(3) 条例 <u>第45条第1項第3号</u> の規定によ る届出 第13号様式	(3) 条例 <u>第45条第3号</u> の規定による届出 第13号様式
(4) 条例 <u>第45条第1項第4号</u> の規定によ る届出 第14号様式	(4) 条例 <u>第45条第4号</u> の規定による届出 第14号様式
(5) 条例 <u>第45条第1項第5号</u> の規定によ る届出 第15号様式	(5) 条例 <u>第45条第5号</u> の規定による届出 第15号様式
(6) 条例 <u>第45条第1項第6号</u> の規定によ る届出 第15号の2様式	(6) 条例 <u>第45条第6号</u> の規定による届出 第15号の2様式
2 略	2 略

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラ
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

(宛先) 鈴鹿市消防長		年 月 日		
		届出者		
		住 所		
		(電話)		
		氏 名		
防火 対象 物	所在地	電話		
	名 称			主要用途
設置 場所	用 途	床面積	m ²	消防用設備等又は特殊消防用設備等
	構 造	階 層		
届 出 設 備	設 備 の 種 類			
	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日	
	設 備 の 概 要			
	使用する 燃料・熱 源・加工 液	種 類	使 用 量	
安全装置				
取扱責任者の職氏名				
工事施工者	住 所	電話		
	氏 名			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。